

令和3年度 第2回 佐倉市立美術館運営協議会

議事録

日 時：令和4年3月7日（月） 13：00～15：00

場 所：佐倉市立美術館 4階ホール

出席者：以下のとおり

(委 員 10名)

大久保委員、齊藤委員、田中委員、豊田委員、長澤委員、

樋田委員（会長）、広本委員、真木委員、安本委員、吉村委員

(美術館職員 6名)

猪股館長、本橋副主幹（学芸員）、木邨主査（学芸員）、

黒川学芸員、籠橋主査補、西川主事（学芸員）

会議次第

1. 開 会

2. あいさつ

3. 報告事項

(1) 令和3年度事業報告について (公開)

(2) 令和4年度事業計画等について (公開)

(3) 令和5～6年度事業計画等について (公開)

(4) 美術館事業基金の廃止について (公開)

(5) 使用料改定等について (公開)

(6) その他 (公開)

4. 協議事項

(1) 作品の受け入れについて (非公開)

5. 閉 会

【2. あいさつ】

<館長よりあいさつ>

【3. 報告事項】

(1) 令和3年度事業報告について（資料4～5頁）

<事務局より説明>

(会長)

令和3年度事業について、報告していただきましたが、何かご意見はございますか？

(委員)

「フランソワ・ポンポン展（以後、ポンポン展）」について、企画協力が美術デザイン研究所とありますが、ネットで調べても全然ヒットしません。巡回先は、京都京セラ美術館、名古屋市美術館、群馬県立館林美術館、佐倉市立美術館、山梨県立美術館と錚々たる美術館なのですが、観覧料がそれぞれバラバラになっています。普通、巡回展というのは新聞社が主催して、巡回館が集まって何度か会議をするのが普通です。「ポンポン展」に関しては、新聞社が主催しているのは、最初の京都市と名古屋市、最後の山梨県だけのようです。京都京セラ美術館が一般1,800円、名古屋市美術館が一般1,600円、群馬県立館林美術館が一般900円、佐倉市立美術館が一般800円、山梨県立美術館が一般1,000円となっていますが、観覧料について巡回展でこれだけ差が出ることはありません。「ポンポン展」では、群馬県立館林美術館からほとんどの作品が出品されています。普通、公立美術館同士の作品借用は無料なので、企画会社を経由することで、館林には出品料を支払い、その他の巡回館にはかなりの額の分担金を請求しているのではないのでしょうか。その点について、佐倉市立美術館が幾ら請求されたのか、お教えてください。

(会長)

この運営協議会は全国美術館会議のように、日本の美術館行政のあり方について、議論するような場ではありません。どうでしょうか。ここでは最初に仰っていた企画会社はどういった会社なのかということと、この美術館がその企画会社に幾ら支払ったのかというより、ここの観覧料の設定の仕方、その二点について答えてもらうということでは如何でしょうか。それ以上の問題はこの運営協議会では大きすぎるように思います。

(美術館)

企画会社の「美術デザイン研究所」は東京都にある比較的新しい会社です。「ポンポン展」は、パッケージのような形で紹介がありました。観覧料の800円については、それぞれの館の置かれている地理的な状況をふまえています。例えば、東

京から当館までの往復の交通費は2,000円でお釣りが出るくらいですが、交通費をかけて来館されることを考えると、千円を超える金額は設定しづらいと思われる。公立の美術館なので、音楽ホールも同様、良質の芸術文化を提供する目的で運営しておりますので、例年通り、800円とさせていただきました。ちなみに市内の小中学生については公立、私立を問わず、保護者一名と無料券（チラシ）を配布しております。千葉県が発行している「チーパス」等、お子さんに関する料金は下げる方向で考えております。

（委員）

通常でしたら、巡回館のメンバーが集まって会議が開くのでしょうか、それは開かれたのですか？

（美術館）

はい、リモートですが、全館が参加して会議をしております。今回の「ポンポン展」に関しては、商品として、パッケージである程度出来上がったものを買取するという形です。そこに佐倉ならではの味を加えるというか、津田信夫の作品4点を独自に展示しています。

（委員）

川村記念美術館でも巡回展を開催してきましたが、私はパッケージで買うという経験はしたことがありません。

（会長）

日本の公立美術館は、スタッフが沢山いるところもあれば、そうでないところもあると思われます。その中でまわしていく時には、パッケージされているものを買う、受け入れるということも現にあるだろうと思うのです。それを一概に全部良くないと言ってしまうと、おそらく半分くらいの公立館がまわらなくなってしまうところがありますから。本質的な問題としては、私も関心を持ちますが、この問題はここまでということにいたしませんか？

（委員）

放置してはいけないのですね。公立美術館はそうしてはいけないと思います。

（会長）

今の質問の趣旨は私も良く分かります。日本の公立美術館、もっとしっかりしろという叱咤激励だと思います。そういう問題提起を下さったということを受けとめたいと思います。では、次に進みたいと思います。

(2) 令和4年度事業計画等について(資料6～7頁)

<事務局より説明>

(会長)

令和4年度事業の予定について、何かご意見はございますか？

(委員)

学校連携のGIGAスクール構想の端末を利用したオンラインプログラム開発について、もう少し説明していただけますか？

(美術館)

文化庁の方で、個々人にタブレット型の端末を配布して、生徒が一人一台端末を利用して授業をするという大きな取り組みなのです。本年度も市内の小学校に対して、この端末を利用した対話型鑑賞授業を実施しました。当初は、鑑賞ボランティアと対面で行う予定でしたが、新型コロナウイルスの感染状況が悪化し、学校では部外者は校内に立ち入ることは出来ませんとの判断を急遽下す結果となったため、オンラインでの実施に切り替えて行いました。私や鑑賞ボランティアの皆さんは各自、自宅にしながらZoom(オンライン会議を行うためのアプリ)を利用して、作品画像を共有し、対話型鑑賞を行いました。まだ手探りの部分はあるのですが、各学校にWi-Fiが整備され、端末が配布されたことによって、そういった授業形態も実施可能になってきつつあるように思われます。

(委員)

コロナ禍は大変ですが、Wi-Fiですとか、オンライン授業等が必要に迫られて、すごく進んだというお話を聞きます。そうすると、Zoomで画面共有して、対話をするということですね。

(美術館)

今回、市内小学校向けに行った授業では、作品画像を共有しながら、個々人がどう感じたかをアウトプットして、それらをファシリテーターが受け止めて整理していく、という形で授業を進めていきました。

(委員)

これは、ミテハナソウの方たちが担当なさっているのですね。

(美術館)

はい。今でも毎月第四日曜日に対話型鑑賞プログラムを実施しているのですが、今年の二月から、オンラインに切り替えています。今までは展示室内で参加者を募って、実際の作品を前にしてボランティアと鑑賞者が対話していたのですが、人と人の距離を保ちながら行うことに限界が生じたため、オンラインに移行しました。今は対話型鑑賞プログラムもオンラインで行っています。

(会長)

この件は本年度から担当者が変わり、大変だと思いますが、私からも一つだけ、お願いがあります。会議資料の中の文章で「目指したい」という表現は適切ではないと思います。何をどこまで具体的にやる、という風にして下さい。

他にはございませんか？では、次に進みます。

(3) 令和5～6年度事業計画等について（資料8頁）

<事務局より説明>

(会長)

令和5～6年度事業計画等について、何かご意見はございますか？

(委員)

これは予算要求するための財政課に提出する性質のものですか？それとも中長期計画の中で、市の方へ提出する性質のものですか？

(美術館)

こちらでご紹介しているのは、企画政策課に提出している総合計画の中の実施計画に関する資料を元にしてしています。この実施計画が認められないと、予算要求すら出来ません。今回提出した資料については、全て承認を得たものになります。ただ、予算的な措置が保障されているものではありません。

(委員)

令和4年度については予算削減のため、「小村雪岱展」は実施しない訳ですね。当然のことながら、令和5～6年度についても残念ながら、実施できない展覧会が発生する可能性がある訳ですね。そうなった場合、今まで予定していた展覧会を令和7年度以降に開催する方向で調整すると考えてよろしいですか？

(美術館)

毎年、見直しという形にしておりますので、例えば、翌年度に入れて一つずつずらしていくという考え方もあるかと思います。また、更に内容、歳入等をブラッシュアップして、二年後、三年後に移行することも考えております。

(委員)

ここでは企画は三年ですが、修正も可能だということで、計画を立てておられるという事ですね。

(美術館)

はい。

(会長)

要するに、繰り延べも可能だということですね。私はこういう意欲的な長期計画はとても重要だと思うので、賛成です。

ただ、こういう風になってくると、今後の展覧会実施方針とでも言うのでしょうか、つまり、こういう傾向の展覧会をやれば、その後に傾向の異なる展覧会を開催

し、全体としてバランスをとる、長期的な展覧会戦略と言えましょうか、ストラテジーというのですが、それを一度明文化して、それに基づいてこういう展覧会が出てきたと、三つ位項目を立てて、この展覧会はここに関係するものだと説明する。こういう作業が無いと、この三つを出すのも大変だったと思いますが、端から見ると何となく持ってきたと見えてしまいますので、一度、戦略的な方針というものもお考えになったら、如何でしょうか。

(美術館)

今回の協議会の「6. その他」の事項でご説明する予定なのですが、「佐倉市立美術館将来構想」というものが平成28年8月、教育長決裁で制定しております。その見直しも必要だと考えておりますが、そうしたことと連動して長期的な計画の骨となることを組みたいと考えております。

ただ、教育長から直接、指示を受けている、または議会等から要望が上がっていることがあります。美術館の向いに建設中の新図書館が出来上がるのですが、そこに行政管理課が持っていた市史編さん事業、古文書とか、行政文書を扱っていた部署が移管されます。また、新図書館には、子育て部門の機能も入る予定です。美術館はそうした複合施設と連携して事業を行うように指示が出ています。そうした点を加味して、令和5年度の「絵本展」ですとか、本にまつわる展示は今後、予定する可能性があります。

(会長)

結構だと思います。そうした広い視野での社会教育としての展覧会のあり方というのも当然、重要なのですが、さっき申し上げたのはもう少し現実的なところで、例えば、ここまで約30年間やってきた柱として、現代美術の作家を掘り起こして紹介するというシリーズ企画、また、佐倉に歴史的に関わっている作家を掘り起こして細密な紹介をする企画、あるいは広い視野に立って、この地域のあらゆる意味での美術全般の文化というものの傾向を捉えて整理するような企画、幾つかあったと思うのですが、こういう幾つかの柱の中で、どういう位置づけでこの展覧会が出てきたかということが分かると、説明としては非常に分かりやすいと思うのです。そういう意味での戦略ですね、是非一度、館内で検討していただけると良いと思います。

(美術館)

そのようにしたいと思います。

(4) 美術館事業基金の廃止について (資料9頁)

<事務局より説明>

(会長)

行政の制度と関係する話なので、外野からはなかなか分かりにくい話なのですが、簡単に言うと、今後の予算の縮減につながる話ではないと理解して良いですか？

(美術館)

はい、そういう問題ではありません。基金については今回、監査から指摘された点ではあるのですが、もう一つ心配なのが、契約上の問題ですね。予算が付く前にパッケージの展覧会の話を進めるとして、どの時点で契約が成立しているか、今まではその辺は曖昧だったところなのです。このコロナ禍で音楽業界のいわゆる口約束が問題となり、業者ときちんとした契約を結ぶためにも、基金ではなく、債務負担行為という、前年度の内に契約し、当該年度にお金を支払う方法をとれば、早いうちに良い展覧会を確保することが可能です。また、宣伝等も早い時期から進めることが出来るかと思われまます。これまでは予算が確定する前に宣伝すると、議会軽視と言われるため、控えてきましたが、債務負担行為を使えば、滞りなく進めることが可能となります。

(会長)

皆さん、よろしいですか？では次に進みます。

(5) 使用料改定等について (資料10頁)

<事務局より説明>

(会長)

使用料改定等について、何かご意見はございますか？

(委員)

あまり大きな変化ではないのですよね。良いのではないのでしょうか。

(会長)

他の利用されている方はご意見ございませんか？

(委員)

書道協会はそれほど大きい組織ではないので、影響が無い訳ではありませんが、従うしかないのではないのでしょうか。

(会長)

この使用料改定は例えば、「新春展」にも適用されるのですか？

(美術館)

いえ、「新春展」や「市民文化祭」など、いわゆる行政利用については対象外となり、影響がありません。

(6) その他について

<事務局より説明>

■美術館の年報について

(委員)

美術館のホームページで年報を公開していく、ということですね。これは大変大事なことだと思います。それでコンテンツなのですが、実際にどういう展示の状況だったか、会場風景などは展覧会終了後でしか出せないの、それらが将来、ゆくゆくは貴重な展示の記録になると思われます。単に入場者が何人ということだけでなく、特に現代美術のインスタレーション作品等は図録に掲載することが間に合わない場合があるため、そういった資料を公開していくと、若い人も美術館に親しみを持ってくれるのではないのでしょうか。是非、頑張って充実させてください。年報とは別に研究紀要はあるのですか？

(美術館)

研究紀要はございません。ただ、職員が調査した資料を掲載する場としても年報は活用できるかと考えております。

(委員)

年報の中にそうした研究紀要のようなものも入れていくということですね。

(美術館)

はい。他館の状況を見ると、年報と紀要がまとまっているような資料も見受けられますので。

(委員)

大変だと思いますが、是非頑張ってください。

■佐倉市立美術館の将来構想について

(会長)

その将来構想を我々は見ることが出来るのですか？

(美術館)

はい、教育委員会教育部について申しますと、佐倉教育ビジョンというは公表しております。美術館1階ロビーにも簡易製本したものが置いてあり、どなたもご覧いただける状態となっております。

(会長)

美術館の将来構想については、どうでしょうか。

(美術館)

そちらは現時点では内規に近い形になっておりますので、公開はされていません。もし、皆様のご意見をいただく場合は、「前はこういうものだった」という形でお示ししたいと考えております。

(会長)

抽象的な表現があるなど、資料としてなかなか分かりにくい場合もあるので、佐倉市が文化構想を新たに作る機会があった場合など、簡易製本したもので結構ですから、一人一冊ずつ事前にお送りいただくとか、こちらの準備する時間も必要かと思われま。その上で議論させていただけると助かります。東京都も膨大な資料を作成していますが、分かりにくい部分もあります。ただ、いざという時はそれに基づいて行いました、となるわけですから。佐倉市にもそうした資料があるのでしたら、配布していただければと思います。

■ネーミングライツについて

(委員)

まず、参加する企業は見つかりそうですか？

(美術館)

事務は企画政策課が担当することになりますが、実際に行うとなると、営業をしたり、地元の商工会議所等での説明は必要かと思われま。今は要綱等を作成している段階です。

(会長)

有名なのは、京都の京セラ美術館ですが、あそこは利益が出ているのでしょうか？

(委員)

京セラ美術館について細かいことは分かりませんが、ネーミングライツがプラスになっているのではないかと思います。茨城県水戸市にある県立文化会館については地元の企業がネーミングライツを取得したことでかなりの効果を発揮したといひま。ただ、それは文化施設に対する地元企業の支援の体制がかなりしっかりしていたという背景があったよう。具体的には、茨城県立近代美術館だと、常陽銀行等の企業とのパートナーシップを結んでいます。

このように、普段から地元の企業とのお付き合いをちゃんとして、徐々にパートナーシップという名前で協力体制を整え、ネーミングライツというところに到達すると、自然な感じがすると思ひま。いきなり、京セラでネーミングライツというのはかなり反対もあったように聞いております。そこは注意するべきかと思ひま。

例えば、建物全体を一つの企業の名前にしてしまうのではなく、佐倉では地元の名菓にちなんだ「蔵六餅ホール」とか、部分的な対応も検討なさっては如何でしょ

うか。アメリカだったら、展示室のギャラリーに名前を付けるとか、全体ではなく、部分から徐々に始める。三段跳びは怪我の元なので、いきなりネーミングライツで三千万欲しいといっても難しいと思います。墨田区の北斎美術館も、地元企業とのパートナーシップという方法をとっていますよね。そうした事例を少し調べて、お進めになると市民の理解も得やすいのではないのでしょうか。

(会長)

まずは協賛企業を探すところからでしょうか。

(委員)

はい、何千万円下さいというお話ではなくても、美術館の入口とか、ホームページ等に企業名を出して、一万円でも二万円でもいただいて、そういう地道な活動から始めると。昨日、東京国立近代美術館のホームページを見ていたのですが、いよいよ始めるようですね。順序を追って、進めた方が良いと思われま。

(美術館)

例えば、東京国立近代美術館だと独立行政法人という、役所であって、役所でないという状態になっているようです。現在、佐倉市への寄付については、「文化」、「日本遺産」、「学校」など、幾つかカテゴリーがあるのですが、「美術館」を限定する設定はありません。同じことを佐倉市で行おうとすると、必ずしも寄付金が美術館へ回ってこない可能性があります。

(委員)

確かに 財団法人にしてしまった方が良いのではないかと、とか。茨城県立近代美術館は直営なのですが、企業とのパートナーシップを上手にやっておられるようなので、友の会も含め、美術館が地元の企業からかなり応援してもらっているようです。そうした事例を調べてみると、良い方法が見つかるかもしれません。

(会長)

他にはございませんか。では、協議事項に移ります。